

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日に  
おき、そ  
の翌日  
に当  
る日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(農  
地経済課)

◇告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)

土地改良事業の認可(二件)(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

都市計画の変更に係る案の縦覧(七件)(都市計画課)

## 規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第六十六号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和六十年八月鳥取県規則第四十号)の  
一部を次のように改正する。

別表第一第五号を次のように改める。

五 水田農業生産高度化資金 知事が定める基準に基づき、水田における稲（飼料の用に供するものを除く。以下この号において同じ。）以外の作物の作付けの面積（当該作付けに係る農作業の委託を受けた面積を含む。）を増加させ、かつ、その農業の生産行程の規模を拡大する場合、その組織する団体において決定された取決めに従い水田における稲及び稲以外の作物の組合せ及び栽培管理方法の改善を行う場合その他水田において栽培する作物を稲以外のものに転換することによりその農業の生産行程の総合的な改善を行う場合に必要資金

ハ イの技術により農作業を行うのに必要な資金であつて、種苗費、肥料費、農薬費、労賃等初		ロ イの技術を導入するために必要な排水改良、土壤改良その他作付け条件の整備を行うのに必要な資金		イ その農業の生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入するために必要な施設又は機械の購入又は設置に要する資金			
				(イ) 水田における稲に係るもの	作付面積十アールにつき十五万五千円	七年以内	一年以内
(四) 水田に設置する保温施設に	(ロ) 水田における飼料作物に係るもの	作付面積十アールにつき十三万四千円	七年以内	一年以内			
	(ハ) 水田に設置する保温施設において栽培される作物に係るもの	保温施設の面積百平方メートルにつき四十五万七千円	七年以内	一年以内			
	(ニ) 水田における果樹に係るもの	作付面積十アールにつき百四十二万千円	七年以内	一年以内			
	(ホ) 水田におけるその他の作物に係るもの	作付面積十アールにつき十五万八千円	七年以内	一年以内			
	(ヘ) 畑地における作物に係るもの	作付面積十アールにつき十万七千円	七年以内	一年以内			
	(ニ) 水田における稲に係るもの	作付面積十アールにつき四万七千円	七年以内	一年以内			
	(イ) 水田における飼料作物に係るもの	作付面積十アールにつき四万七千円	七年以内	一年以内			

期において必要とされるもの(ニ及びホに掲げるものを除く。)	おいて栽培される作物に係るもの	方メートルにつき七万九千円	七年以上	一年以内	ニ イの技術により農作業を行うのに必要な資金であつて、水田の四年以下の使用収益権の取得費の前払いに要するもの
					ホ イの技術により農作業を行うのに必要な資金であつて、委託を受けて農作業を行うのに必要な資金
					(イ) 水田における稲に係るもの
					(ロ) 水田における稲以外の作物に係るもの

別表第一第十号ロの(イ)の(1)中「十六万七千円」を「二十九万九千四百円」に改める。

別表第四第三号イ中「五百五十万円」を「七百五十万円」に、同号ロ中「四百五十万円」を「六百万円」に改める。

様式第一号中

- 「4」 「貸付対象事業」欄は、次に定めるところにより
- (1) 事業量は、小点数未満を切り上げること。
  - (2) 事業費は、千円未満を切り捨てること。
  - (3) 同一種目の2以上の細目にわたつて借り受けよの合計を記入すること。
  - (4) 同一種目の合計額を記入すること。
  - (5) 統計用記入欄は、4の(3)の場合に細目別内訳を記載し、その合計額が「貸付対象事業」欄の事業費と一致することとする。

記入すること。

うとする場合には、事業費についてのみ各細目入すること。この場合においては、4の(1)及び「貸付対象事業」欄の事業費と一致するように調整することとする。

- 「4」 「貸付対象事業」欄は、次に定めるところにより
- (1) 事業量は、小点数未満を切り上げること。
  - (2) 事業費は、千円未満を切り捨てること。
  - (3) 同一種目の2以上の細目にわたつて借り受けよの合計を記入すること。
  - (4) 同一種目の合計額を記入すること。
  - (5) 統計用記入欄は、4の(3)の場合に細目別内訳を記載し、その合計額が「貸付対象事業」欄の事業費と一致することとする。

欄は、次に定めるところにより記入すること。  
 繰上、未済を切り捨てること。  
 繰下、未済を切り捨てること。  
 欄にわたつて借り受けようとする場合には、事業費についての  
 以上の細目にあつて借り受けようとする場合には、事業費について  
 を記入すること。  
 4の(3)又は(4)の場合に種目別内訳又は細目別内訳を記入すること。この場  
 合(1)及び(2)の例によることとするが、その合計が「貸付対象事業」  
 の(1)及び(2)の例によることとするが、その合計が「貸付対象事業」  
 を調整すること。

に、

細 目 別 内 訳			
細 目	事 業 量	事 業 費 千円	貸 付 額 千円

を

細 目 別 内 訳				
種 目	細 目	事 業 量	事 業 費 千円	貸 付 額 千円

に改

める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第九百六十二号

岸本町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業岸本南（小野）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月十二日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）貝原地区農業用排水）を昭和六十二年十二月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業福岡地区農業用排水）を昭和六十二年十二月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百六十五号

関金町が行う土地改良事業に係る南谷（向山）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月十二日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域

追加する部分

鳥取市港町の地先公有水面

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

岩美郡国府町大字町屋三〇五一 国府町役場

四 縦覧期間

昭和六十二年十二月十一日から同月二十五日まで

鳥取県告示第九百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

近隣商業地域

変更する部分

鳥取市江崎町

削除する部分

鳥取市尚徳町、上魚町及び掛出町

商業地域

追加する部分

鳥取市尚徳町及び上魚町

変更する部分

鳥取市掛出町及び江崎町

工業専用地域

追加する部分

鳥取市港町の地先公有水面

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

岩美郡国府町大字町屋三〇五一 国府町役場

四 縦覧期間

昭和六十二年十二月十一日から同月二十五日まで

鳥取県告示第九百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見を提出することができる。

昭和六十二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画臨港地区鳥取港臨港地区

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

鳥取市港町の地先公有水面

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

四 縦覧期間

昭和六十二年十二月十一日から同月二十五日まで

鳥取県告示第九百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見を提出することができる。

昭和六十二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・四・八号宮下十六本松線、三・四・十号飛行場布勢線、三・四・十三号湖山賀露線、三・五・三号堀越覚寺線及び三・六・五号古海晩稲線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・四・八号宮下十六本松線  
変更する部分

2 鳥取市安長字長丁及び字外河原並びに秋里字上安長及び字上土居  
三・四・十号飛行場布勢線  
変更する部分

3 鳥取市湖山町北一丁目、湖山町南一丁目及び湖山町南四丁目  
三・四・十三号湖山賀露線  
変更する部分

4 鳥取市賀露町字西浜及び字湊ノ三  
三・五・三号堀越覚寺線  
変更する部分

5 鳥取市湖山町北一丁目、商栄町、安長字前内ノ貳、字畑ケ田、字長  
丁及び字外河原並びに田島字松下一  
三・六・五号古海晩稲線  
追加する部分

鳥取市商栄町  
変更する部分

三 鳥取市安長字前内ノ貳  
都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所  
四 縦覧期間

昭和六十二年十二月十一日から同月二十五日まで

鳥取県告示第九百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画土地区画整理事業

河北第二土地区画整理事業

二 都市計画を変更する土地の区域

倉吉市清谷字興三治、字下前河原、字大石橋、字上前河原、字北田、字下沢地、字賀部田及び字下徳田並びに大塚字下沖、字上沖、字深田、字七峰、字砂田、字大仙分、字野島、字大荒神、字燕子池、字二ノ大仙分、字ハゲタ、字広瀬、字中道、字辻畑、字十左衛門田、字前河原、字柳原及び字前河下

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

四 縦覧期間

昭和六十二年十二月十一日から同月二十五日まで



鳥取県告示第九百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・四・五号福吉町生田線、三・五・八号新倉吉線及び三・六・一号河原町宮川町線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・四・五号福吉町生田線  
変更する部分

倉吉市字新蔵附、字北越殿及び字的場

2 三・五・八号新倉吉線

変更する部分

倉吉市字新蔵附及び字的場

3 三・六・一号河原町宮川町線

変更する部分

倉吉市字新蔵附、字北越殿及び字隈沢

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市藁町七二二 倉吉市役所

四 縦覧期間

昭和六十二年十二月十一日から同月二十五日まで

鳥取県告示第九百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十二年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園 五・六・二号弓ヶ浜公園

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

米子市両三柳字治平通左右、字忠次郎道西、字深池尻中通外、字深池尻、字深池尻ノ一、字深池及び字三保向ヒ、河崎字大水路沖、夜見町字砂濱、字砂濱一、字砂濱二、字砂濱三、字砂濱四及び字砂濱五、富益町

字新開壹、字新開貳、字新開參、字新開四、字新開五、字新開六、字新開七、字新開八、字新開九、字新開拾、字新開拾壹、字新開拾貳及び字新開拾參、和田町字浜田灘東、字二割屋敷東、字上灘屋敷東、字灘屋敷東、字中屋敷東、字下灘屋敷東、字上松中東、字上大灘東北、字東灘北及び字御崎川尻北並びに大篠津町字上跡落、字東、字東ノ二、字安田、字戒及び字高場地内

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市加茂町一丁目一 米子市役所

四 縦覧期間

昭和六十二年十二月十一日から同月二十五日まで